

交渉情報	NO.126	日本郵便(株)信越支社 経営管理部
JP労組信越地方本部	2019年9月2日	添付資料:3枚

郵便局窓口におけるプレミアム付商品券の受託販売について

日本郵便(株)信越支社 経営管理部は、本日(9月2日)「郵便局窓口におけるプレミアム付商品券の受託販売」について地方本部に説明してきました。

本件は、2019年10月に消費税が10%に引き上げられることに伴い、全国の地方公共団体でプレミアム付商品券(以下、「商品券」という)を販売することから、地方公共団体等から販売委託を受けて、郵便局窓口において受託販売を行うものです。

1. 郵便局での取扱等【支社資料①参照】

(1) 販売場所及び販売時間

販売場所は、郵便局における郵便窓口(ゆうゆう窓口は除く)。販売時間は、当該窓口営業時間。

(2) 郵便局での取扱

- ① 商品券の受入、在庫確認
- ② お客さま来局時の引換券の確認(本人確認)
- ③ 商品券の販売(郵便窓口端末への入力)
- ④ 売上の送金(ゆうちょ銀行口座あて)
- ⑤ 販売期間終了後の在庫返納(使用済み引換券の返送を含む)

(3) 郵便局における販売手数料(全国一律)

- 9月30日以前：一冊58円(税込)
10月 1日以降：一冊59円(税込)

2. 販売郵便局及び販売期間等

販売郵便局52局(8月29日現在)【支社資料②参照】

地方本部は、本件に関する職場周知は既に終了し、事前研修も終了した後に地方本部への情報提供があったことに対して、経過も含め支社に強く申し入れをしました。

支社は、「本受託販売については、本年6月後半から各地方公共団体と契約締結折衝等を行ってきたもの。組合説明が遅れた理由については、地方公共団体との調整に時間を要したこと、また、初めて取扱う郵便局も増えたことから、研修等の実施方法について再検討が必要となり、その対応に時間を要した。」としながらも、組合説明が遅くなったことへの謝罪と再発防止に最善を尽くしていくとしたことから、本件の説明を受けることとしました。

また以下の点についても申し入れ、確認をしました。

- (1) 本件については、政府が全国的な取り組みを展開する施策であり、各地方公共団体から受託販売に関して申し出がある市町村もあり、一定の理解はするものの、現在職場において、「かんぽのお客さま信頼回復に向けた全契約調査等」で対応している中、業務煩瑣になることが想定される。支社としての対応策は。

【支社】かんぽの全契約調査に関するお客さま対応で、職場における業務煩瑣が想定されることは理解をしている。当然として取扱郵便局と連携しながら、近隣局へ誘導する——等、職場で混乱が発生しないように対応していく。また、今後も販売受託契約を締結する地方公共団体等もあることから、9月販売開始の郵便局と連携しながら具体的対応策を策定し、改めて情報提供していく。

- (2) 本件の販売方法や推進管理については。

【支社】販売方法は自然体で行う。また、個人指標設定や推進管理についても行なわない。

- (3) 今後の販売開始になる郵便局はどのくらいあるのか。また、本販売受託契約終了後は、随時速やかな情報提供を求める。

【支社】本販売受託契約折衝の地方公共団体は51市町村。今回、販売受託契約を締結した市町村は11市町村・取扱郵便局は52局。残り40市町村については、9月中に本受託契約を締結予定。取扱郵便局は583局を予定している。締結終了後、随時速やかに地方本部に情報提供していく。

【労使対応】 情報提供

以 上